

その場合、被保険者の方は、療養費の支給が受けられることにより、個々の負担割合に応じた金額を負担することになります。

①対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性の外傷性の

◇骨折 ◇脱臼 ◇打撲 ◇捻挫

※内科的原因による疾患ではないもの

◆骨・筋肉・関節の痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

②医師が柔道整復の施術について同意していること

骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要

※医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象とならない例

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

柔道整復の施術を受ける場合の注意事項

1 負傷の原因

上記※のように健康保険の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

2 施術が長期におよぶ場合

内科的原因も考えられますので、医師の診察も受けましょう。

広域連合事務局（保険者）からのお願い

1 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず署名・押印してください

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を三重県後期高齢者医療広域連合に請求し支払い受けるために必要な書類です。傷病名・日数・金額等をよく確認したうえで、委任欄へご自身で署名・押印してください。



2 領収書は、必ずもらいましょう

領収書は、医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。
※医療費通知では、医療費控除を受ける際の書類として使用できません。

3 療養費の財源について

実際に掛かった費用額は、被保険者の方が支払った一部負担金（1割又は3割）を除き、被保険者の方が納付する保険料、国県市町の公費（元は税金、借金）と現役世代からの支援金等で賄われています。
適正な施術で、医療費の適正化に協力をお願いします。

4 施術内容についてのお尋ねについて

提出された療養費支給申請書について、医療費の適正な支払いを行うため、施術を受けた被保険者の方に広域連合から文書または電話で、施術内容について照会することがあります。照会がありましたら、必ずご自身で回答書に記入いただきますようお願いいたします。

健康保険の適正な運営のために、ご理解ご協力をよろしく申し上げます。

問い合わせ先 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL 059-221-6884

お困りではありませんか？

早めのご相談を！

例えば…

- 交通事故・示談の話が進まない…
 - 借金・毎月の返済に追われています…
 - 相続・兄弟でもめてしまっています…
 - 離婚・調停や裁判の対応はどうすれば？
- その他 慰謝料・不動産・会社法務など

近鉄四日市駅から徒歩1分！南改札口(東口)すぐ！

四日市市浜田町5番27号 第3加藤ビル5階
(1階にJTBが入ったビル)



「お気軽にお電話ください」 土曜日や夜間も対応可(要予約)
「経験を積んだ弁護士が迅速&丁寧に対応します！」

- ◆交通事故・借金問題のご相談は無料です◆
- ◆一般法律相談料(初回) 30分 5,250円(税込)◆

《予約制》☎059-350-2080

おいち
尾市法律事務所

弁護士 尾市淳二 (三重弁護士会所属)
(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員
鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士

有料広告掲載欄